

家族みんなで投票に行こう!

投票所に入ることができる選挙人の同伴する子どもの範囲が、これまでの幼児から児童、生徒その他の18歳未満の者に拡大されています。

選挙権年齢が18歳以上に引き下げられています!



投票時間

午前7時～午後8時

(一部の投票所を除く)

投票日に投票に行けない方は

期日前投票を忘れずに!

期日前投票は、各市町に設けられる期日前投票所で

**10月11日(水)から10月21日(土)までの
午前8時30分から午後8時まで**

(今回から国民審査も同期間中に期日前投票できます!)

